

卸売市場法の改正と日韓市場取引の相違

笠原浩三・韓寛淳

平成12年6月30日受付

*鳥取大学農学部農業経営情報科学, **韓国慶園専門大学産業経営情報システム学科

Revision of the Wholesale Market Law and the Difference in Market Transaction between Japan and Korea

Kozo Kasahara * and Gwan-Soon Han **

* *Department of Farm Management Information, Faculty of Agriculture, Tottori University, Tottori 680-8553, Japan*

** *Department of Industrial Management and Information Systems Engineering, Kyungwon College, in Korea*

Like Japan's wholesale market, Korea is also an example with the same auction method that is taken only in few countries in the world. However, the negotiated transaction has been introduced into the wholesale market from the early days in Korea, and it seems to provide the useful information for Japan's marketing activity that a negotiation way was just introduced. The point of the revised wholesale market method proclaimed in July, 1999 is that the negotiation way was introduced in addition to the principle of the former auction market. The key point is that the wholesale goods are divided into three groups with the different transaction method. ① The first group: auction transaction like the former way. ② The second group: a constant rate of the goods is sale in the auction way, and the remains in the negotiation way. ③ The third group: mixed transaction in the auction, tender, and negotiation way in the same time. In the negotiation way, the buyers don't have to assemble in the market in the constant time and the transaction doesn't have to be limited in a short time, too. Moreover, it is not necessary to use the unique style of packing and the distribution efficiency will be improved from the production place to the mass sale store. This will make the distribution more rationally.

(Received 30 June 2000)

Key words: Auction transaction, Market distribution, Market transaction, Negotiation transaction, Wholesale market, Wholesale market law

課 題

平成11年7月わが国の卸売市場法が改正され、従来からのせり売・入札方式の原則から、新たに一部相対売り

方式が導入されることとなった。しかしながら諸外国においてはせり売方式を原則とする市場流通はむしろ例外的で、相対取引が主流を占め、しかも市場外中心の流通に変容しつつある。

特に隣国韓国にあつては、日本同様にせり売を基本としつつも早くから相対取引を実施している国である。海外では数少ないせり売方式の中で相対取引が導入されている韓国の市場取引は、相対取引を導入した日本の今後の取引動向に先駆的事例として有益な情報を提供するものと思われる。

卸売市場内における売買の方法は市場内取引システムのあり方にとどまらず、生産地における出荷形態及び輸送荷姿のあり方から最終小売り段階の量販店における小売り形態にまで深く関連し、その効率性に直接影響を与えるものである[1]。

海外の卸売市場では相対取引を主流とすることから1日24時間を開場し、市場への買い受け人に対処することが可能となる。日本では早朝あらかじめ設定されたせり開始時刻にせり取引を中心とする限られた時間内に売買を完了させることとなる。そのため、短時間内に効率よく売買が可能のように生産地からの荷姿、規格・品質の統一等の取引システムが指向され、そのために効率的な市場内売買方式が要請されることとなる。しかし、卸売市場内の効率性は流通全体の効率性を何ら保証するものではない。

本報告では、平成11年7月に交付され平成12年4月から実施されることとなった日本の卸売市場法の改正に伴う市場内売買方法の変更内容について検討し、併せて相対取引については先進事例となる韓国の市場取引を検討し、青果物流通取引に与える影響等について考察することとする。

日本の市場取引と海外の市場取引の概要

日本の卸売市場における取引の法規制の第1の目的は、自由競争市場を前提とした需給均衡価格の実現である。すなわち、生産者の供給は農業協同組合等を中心とする出荷者を通じて、卸売業者の売り手として取引の場に臨み、一方需要側は売買参加者または仲卸業者を通じて、需要者を代表して買い手側に立ち、純粋に需要供給の均衡価格が実現されるよう詳細な法取引規制がとられている。

さらに売買方法は改正前には「せり売又は入札」の方法によることが原則とされていた。もちろん例外規定として特別の理由がある場合にはその限りではなく、その他の売買方法がとられている。その許される特別な理由は後述のように地方条例により具体的に定められており、実際にはこの例外規定により様々な取引方法が採られているのが現実であった。予約相対方法、先取り方式等はその代表的な例である。

しかしながら諸外国における市場内取引の販売方法は相対取引が一般的であり、せり売方式は日本と韓国を除いてあまり例をみるることができないのが現状である。

日本の卸売市場法の改正

1. 卸売市場法の変遷

昭和9年6月に日本で初の市場法の制定が行われそれまでの問屋制から卸売市場制度の導入となった[2, 4, 6, 7]。卸売市場制度は「中央卸売市場」として制定され、一旦卸売市場に搬入された青果物は中央卸売市場法の取引規制を受けることとなった。それまで流通の要となっていた「問屋」は卸売業者として組織を改め、中央卸売市場内で生産者から出荷された委託荷を買い手の仲卸業者に販売することとなった。

一方仲卸業者は市場内において量販店を代表とする大口需要者又は小売業者に販売することとなった。

さらに大きな取引規制は卸売業者は自己の計算において卸売をしてはならないこととなったことである。すなわち、卸売業者は自らが産地に赴き買い取り買入れをして市場内において販売してはならないこととなった。卸売業者は原則的にひたすら販売委託を待つ組織として規定されたのである。

また、問屋制から卸売市場制に改変せざるを得なかった背景には市場の不明瞭な取引にあったが、特に取引価格の公開制が導入されたことは大きな要因として青果物流通取引を定着させる効果を上げた。毎回の市場取引に先立って当日入荷の数量を公開すること、さらに取引後はその価格を公開することが明記されたのである(注1)。

2. 中央卸売市場と地方卸売市場の分離

その後日本の経済産業は急成長を示し、市場数も増加するとともに、市場内取引が卸売業者と仲卸業者間に限定された組織に強い規制がおかれたため、取引上なれ合い的な要素が生じることとなり、これを回避するため、中央卸売市場をさらに地方卸売市場として機構を分化させる必要性が生じたことである[3]。そのため昭和46年4月には、その要請に応じて、「中央卸売市場法」が「卸売市場法」と改められ、その中で地方卸売市場と中央卸売市場が分離定義されることとなった。すなわち、中央卸売市場は人口20万人以上の都市に、さらに地方卸売市場は人口20万人以下の一定規模以上を有する市場として規定されたのである。

また、卸売業者の販売相手先は従来からの仲卸業者に

加えて、売買参加者が加わることとなった。売買参加者は買参人とも称され、具体的には量販店、給食業者、飲食業者等の大口需要者を指し、従来からの卸売業者と仲卸売業者間のなれ合い的な弊害を回避すると共に市場取引の一層の公開制を目指すこととなった。

3. 市場内売買方法における相対取引の導入

そして平成11年7月卸売市場法が改正されたが、その第1の改正目的は、卸売市場内における売買取引方法の改正である。その関係条文のみに限定しその改正内容を検討すると以下ようになる。

まず条文の改正部分は、従来卸売市場内における卸売の方法は原則として「せり売又は入札方式」によらなければならないとされていたが、改正卸売市場法では新たに相対取引法が一定の制限付きながらも条文に明記されるものとなった。それは以下の通りである。

【卸売市場法における売買方法に関する関係条文】

(改正前)

第三十四条 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの（以下「特定品目」と総称する。）のうちせり売又は入札の方法以外の方法によることが適当であるものとして業務規定で定めるものの卸売をするとき。
- 二 災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であって、業務規定で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めるとき。

(改正後)

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第三十四条の二 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- 一 せり売または入札の方法によることが適当であるとして生鮮食料品等として業務規定で定めるもの せり売又は入札の方法
- 二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法によるものが適当である生鮮食料品として業務規定で定めるもの毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目毎に定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対の方法による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）
- 三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規定で定めるもの

せり売若しくは入札の方法又は相対取引

- 2 前第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規定で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めるときは、同項の規定に関わらず、相対取引によることができるものとする。
- 3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規定で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定に関わらず、せり又は入札の方法によらなければならない。
- 4 開設者は、第一項第二号の一定割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 第十一条第二項の規定は、開設者が第一項第二号の割合を定め、又は変更するときについて準用する。

すなわち、これらの条文から分かるように、改正前の卸売市場法の第三十四条には、卸売市場において行う卸売についてはせり売又は入札によることが原則とされていた。しかし実際には、ただし書き例外規定に示されているように、①一定の規格若しくは貯蔵性を有するものや、供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林水産省令で定めるものあるもの、②災害の発生や、その他特別の事情がある場合であつて、業務規定で定めるものについては原則的にせり売又は入札によることなく外の方法によって取引がなされてきた。具体的には、先取り方式、予約相対方式、前日情報せり方式等、品目と時期によっては原則とされるせり売又は入札による取引対象品目が、通常のせりの開始時刻には既に買い手が付いていて実質的にはせり売の対象とするものが残されていないというような状態となっていた。

特に地方卸売市場においては、量販店等大口の買い受け人が、第三十四条の例外規定を準用し先取り方式で買い取り、せりの対象になるものは流れもの等いわば一定の数量に満たなく、規格も不揃いで、品質も劣るものが中心となっていた。

卸売市場法の改正は、いわばこのような現状に対処して半ば形骸化しつつあったせり売又は入札の取引原則を、実態に併せて改正したものといえる。

改正後の第三十四条の二に規定されているように、卸売市場において行う卸売については、①従来通りせり売又は入札の方法によるもの、②一定割合を従来通りのせり売又は入札の方法によるものと、残りは新しく導入した相対取引によるもの、③せり売若しくは入札の方法又は相対取引の混合三形態によるもの、というように青果物を取引方法からみて3グループに区分し、グループ毎に売買方法を限定したのである。

より具体的な取引方法は、以下のように業務規定によって詳細に定められている。

地方条例の取引業務規定

改正後の卸売市場法では取引方法に新たに相対取引が導入され、その具体的な規定内容は、第三十四条の二に明記されている「業務規定」で定めるものとなっている。

業務規定は各地方条例で定められるためそれぞれの地域における実情を勘案の上規定される。ここでは、卸売市場法の改正に伴い、早期に業務規定の改正に取り組んできた札幌市中央卸売市場業務規定について整理すると次のようである。

【(改正後)札幌市中央卸売市場業務規定における売買取引の方法に関する関係条文】

第42条 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表1に掲げる物品 セリ売又は入札の方法
- (2) 別表2に掲げる物品 毎日の予定数量の内市長が別に定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対の方法による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）
- (3) 別表3に掲げる物品 セリ売又は入札の方法又は相対取引

別表1

生きくらげ

別表2

別表1及び別表3に掲げる品目以外の野菜及び果物

別表3

- (1) 輸入野菜及び輸入果物
- (2) かんしょ、やものいも、まめもやし、かいわれだいこん、さといも、きのこ類(生きくらげを除く。)、くり、冷凍野菜、冷凍果実、野菜及び果実の加工品その他一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情比較的安定している野菜及び果物であって、規則で定めるもの
- (3) くわい、ゆりね、はなまるきゅうり、山菜類、辛香辛野菜、つまもの野菜、ゆず類、うめ、ぎんなん、その他品目又は品質が一定でない野菜及び果物であって、規則で定めるもの
- (4) レッドキャベツ、種いも、その他加工用等限られた特殊な用途に供される野菜及び果物であって、規則で定めるもの

として、具体的に上記の別表1～別表3（ただし、ここでは青果物に限定して掲げた）のようになる。

すなわち、札幌市中央卸売市場業務規定によると、改正後の第三十四条の二に規定されている①の従来通りせり売又は入札の方法によるものは、具体的には業務規定によって「生きくらげ」の1品目のみとされている。また、③せり売若しくは入札の方法又は相対取引の混合三形態によるものについては、別表3に掲げる4種分類とされている。また、②の一定割合を従来通りのせり売又は入札の方法によるものは上記以外の大部分の品目として規程されている。

さらに引き続いて同第42条の第2項には以下のように例外規定として相対取引が許されている。

- 2 卸売業者は前項第1号及び第2号に掲げる物品（前項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）について、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めて、承認したときは、相対によることができる。
 - (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) セリ又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と仲卸売業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
 - (6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他止むを得ない理由により通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をする場合
 - (7) 第47条第1項ただし書の規定により市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 4 市長は、第1項第2号の別に定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第79条の2に規定する札幌市中央卸売市場取引委員会の意見を聞くとともに、その数値を市場内の卸売場に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、いずれの販売方法によるかを卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

すなわち、①災害が発生した場合、②入荷が遅延した場合、③卸売の相手方が少数である場合、④残品処理の場合、⑤卸売業者と仲卸売業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合(予約相対方式)、⑥止むを得ない理由により通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をする場合(先取方式)、⑦他の市場への転送等の需給調整のために市場内の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合、このような場合にはせり売又は入札の

方法によることなく相対方式によって卸売をすることが認められることとなる。

韓国の市場流通動向と市場取引の法規制

1. 韓国の可楽洞卸売市場を中心とする青果物流通

韓国の青果物流通は近年急速な変化を遂げてきている。韓国の市場形態は日本の中央卸売市場、又は地方卸売市場に相当する「法定卸売市場」（「公営法定卸売市場」と「一般法定卸売市場」）、及び農協等が農林水産部長の承認を得て開設・運営する「共販場」、そして日本のその他市場に相当する小売業の許可を受けた業者たちが集団化し、実質的に卸売市場の機能をはたしている「類似卸売市場」の3形態がある[6]。青果物卸売市場数は1987年には39市場あったが1998年には半分以下の18市場に減少している。逆に農協共販場については17もの共販場が増加している。公営卸売市場は1987年にわずか4市場であったが1998年には18市場に増加し、これらの変化は、ここ10年間の後半に急激に起こっている。また、「類似卸売市場」は1991年現在で合計81市場であったが、1998年には38市場と半数以下に激減している。

このような変化から、「公営法定卸売市場」と「農協共販場」を中心とした青果物流通構造へ急速な整備を進めつつある韓国の動向がうかがわれる。

韓国においては卸売市場が生鮮食料品流通に果たす役割が大きいが、特にソウル市南部郊外に開設されている可楽洞市場は、規模面では世界有数の卸売市場であると共に、第1表に示すように市場占有率も高く、生鮮食料品流通上重要な役割を果たしている。この可楽洞農水産物総合卸売市場の流通体系は日本の流通形態とよく似た形をとっているが、日本の卸売市場と異なる主な点は、

- ①一時期せり売り販売比率が低下したが現在は90%前後という高い割合を占めている。
- ②日本ではせり売り販売時間が早朝の2時間ほどに限定されているが、可楽洞卸売市場では部類別にせり時間を設定し、ほぼ24時間開設されている。

- ③仲卸業者から売参人への販売ルートが存在しない。
- ④市場内で直販商人による小売が許されている。
- ⑤市場内売れ残り品は雑直販商人(未登録業者)によって処理される(注2)。

となる。また、市場への出荷者の内容をみると、個人出荷がおおよそ15%、団体(農業協同組合)がおおよそ55%、商人が残りおおよそ30%となっている。日本と比較して商人の占める割合が高くなっている。

卸売業者から仲卸業者、売買参加者にせり売方式で販売されることは日本と同様であり、その割合は、95%が仲卸業者に残りが売買参加者に販売される。さらに仲卸業者に販売されたものは、70%が小売商に、残りの30%が市場内で直販が許可されている小売業者(直販商人)に販売される。しかしながら、仲卸業者から売買参加者に販売されるルートが存在しないことが日本の場合と大きく異なっている。また卸売市場内では小売りが許されない日本の市場内規制と異なって、登録した直販業者は市場内において小売りができることも大きな相違点である。

可楽洞農水産物総合卸売市場における流通関係業者数は次の通りであるが、日本の卸売業者、仲卸業者の数に比較して売買参加者の数の少ないことも特徴の1つであろう。日本では仲卸業者の規模の大型化が特徴的であり、このことが後述の市場内取引の問題を生じさせる原因ともなっている。

可楽洞農水産物総合卸売市場における流通関係業者数 (青果部門のみ)	
卸売市場法人	6
仲卸業者	1698
売買参加者	114
直販商人	1236

2. 韓国の青果物市場流通における取引規制

韓国における市場取引規制は農水産物流通及び価格安定に関する法律(農安法)に従うものであるが、2000年1月28日に法改正されている。その主要なポイントは次頁に示す通りである。

第1表 韓国可楽洞卸売市場取引実績及び市場占有率の推移

(単位:千トン,%)

区 分	1985年	1991	1993	1994	1995	1996	1997	1998
青 果 物	422	2048	2167	1995	2242	2239	2199	2070
青果,水産,畜産	476	2306	2446	2285	2537	2532	2483	2325
可楽洞卸売	100.0	82.2	74.0	76.0	58.0	56.9	55.8	46.4
市場占有率	100.0	82.1	80.3	77.6	66.1	65.6	63.4	53.3

資料:韓国農林部「農水産物卸売市場統計年報」,1999.9

- ①問屋制度が導入され出荷者の選択の幅が拡大。
- ②出荷者の代金精算の安全性の確保,具体的には問屋(市場卸売人)は精算窓口決済,卸売市場法人は直接決済可能,卸売市場法人,問屋の標準精算書発給の義務化。
- ③中央卸売市場が所在地中心から機能中心に変更。
- ④取引秩序の確立と需給安定を達成するために出荷者等(生産者及び生産者団体)の登録制を実施,また出荷予約後に出荷する場合には上場手数料の引き下げ,セリの優先的実施等の優待措置。

等である。この中で特に注目されるのが問屋制の導入である。先にも触れているが,日本では昭和9年に市場法が制定され,それまで青果物の流通の要としての役割を担っていた問屋制が解体され近代的な組織へと衣替えをしており,青果物の流通組織としての問屋制はもはや過去のものとして位置づけられている。しかしながら,韓国ではここにきて再び問屋制の導入を図ったことは大いに注目されるものである。今後この問屋制の導入がどのような成果を生むことになるか,我が国の青果物流通のあり方を探る上で関心が持たれるところである。

また,特に取引方法については韓国農安法の第32条,33条に卸売市場内における売買の方法として次のように明記されている。

【韓国農水産物流通及び価格安定に関する法律】

(日本語訳分)

第32条 都売市場法人は都売市場では農水産物を競売あるいは入札の方法で売買すること。但し,他の都売市場或いは,共販場で価格が決定され直ちに入荷した農水産物を上場して売買する場合等農林部令或いは海洋水産部令が定める特別な事由がある場合には定価或いは随意売買をすることができる。

第33条 ①都売法人は都売市場へ上場した農水産物を受託された順位によって競売或いは入札の方法で最高価格の提示者に販売しなければならない。但し,出荷者が書面で提出する等農林部令或いは海洋水産部令が定める要件を備えて取引成立の最低価格を提示した場合にはその価格未満で販売してはならない。

②都売市場の開設者は効率的な流通のために必要な場合には農林部令或いは海洋水産部令が定める場合によって大量入荷品・標準規格品・予約出荷品等を優先的に販売することができる。

③第1項の規定による競売或いは入札の方法は電子式を原則とするが,必要な場合には農林部令或いは海洋水産部令の定めによって挙手指式・記録式・書面入札式等の方法で行うことができる。公開競売の実現のために必要な場合農林部長官,海洋水産部長官或いは都売市場の開設者は品目別・都売市場別で競売方式を制限することができる。

④都売市場法人は第1項の規定による競売或いは入札を行う時には事前・非公開・無作為の原則によってこれを遂行する競売士を指定しなければならない。

すなわちこれによると,卸売市場内ではせり売又は入札を原則とすることとなっている。事実,可樂洞卸売市場の場合せり売による販売比率は1999年で果実類が87.4%,野菜類が92.2%となっている[8]。しかし例外規定として特別な事由のある場合には随意売買が許されることとなっている。これは日本の改正前のせり取引の原則に似た規定になっている。

また,卸売市場内では受託の順に上場しなければならないこと,大量入荷・予約出荷品の優先的販売及び上場手数料の引き下げ,さらにはせり売は電子式を原則としていることが注目される。日本では一部花卉類の機械せり(時計せり)を除いて殆ど実施されていない現状からみて,韓国の電子式の原則はより進んだ形態といえるであろう。韓国の改正市場法は地方卸売市場が2000年6月から,中央卸売市場は2004年4月から実施されることとなっている。

現状の取引については,市場で取引される青果物162品目のうち,52品目がせり取引で,残り110品目は相対で取引される。ただし,せり取引される52品目の取引数量は全取引数量の95%で,金額でも93~95%を占めている。この52品目のうち,ダイコン,ニンジン,白ネギ等8品目は,せり取引の占める割合は50%未満である。せり形式は,移動せりと見本せりが併用されている。また,せり時間は青果物で品目ごとに時間が割り当てられ,19:00からのねぎ,春菊,ほうれんそうに始まり,翌日の10:00からのバナナ,パイナップル,一般果実まで続けられ,せりにかなりの時間をかけている。市場の定期休業日は青果物の場合,毎月第1,3日曜日で休業日は日本の青果物卸売市場と比べて少ないといえる。

農協組織による市場外流通の進展

1. 日本の全農生鮮食料品集配センター

日本における青果物流通に占める市場外流通[9]のシェアは年々増加し,最近では25%を上回る趨勢を示している。その諸形態は,ふれあい市等を中心とする小規模自由流通の形態から,宅配等の物流業者が組織的に介入する形態,生協,スーパー等の量販店が大規模な取引を行う形態,さらに加工業者等の大口需要者が担う形態,そして農業協同組合が全国組織を生かして系統的に流通させる形態で,その典型が全農で組織する生鮮食料品集配センターである。農業協同組合にとっては卸売市場出荷と同様に系統出荷の要となるものである。ただ卸売市場出荷と異なる点は,これまでの卸売市場でのせり原則によって取り引きされるものではなく全てが量販店等の

大口需要者との相対取引となっている点である。卸売市場では一定の定められた時刻にせり売が行われるものは異なり早い時間帯に売買が行われるため開店時刻に間に合わせることが必要なスーパーにとってはメリットの多い取引となっている。

日本では当初全国に10数カ所建設予定であったが、現状では、埼玉県戸田市の東京生鮮食料品センター(青果、肉畜)、大阪府摂津市の大阪生鮮食料品センター(青果)、及び神奈川県大和市の大和生鮮食料品センター(青果、食肉)の3カ所にとどまっているが、当初の計画が予定通り進められない事情等、農外条件も厳しく市場外流通形態としての進展にも限界があるようである。

2. 韓国の農協物流センターによる市場外流通

韓国では、小売り形態の多様化がみられるが、日本のようなふれあい市等を中心とする小規模自由流通の形態や、宅配等の物流業者が介在する形態はさほど進んではいないが、生協、スーパー等の量販店が大規模な取引を行う形態、加工業者等の大口需要者が担う形態、さらに農業協同組合が系統的に流通させる市場外流通は急速に進展しつつある。

また、韓国においては先述のごとく農協物流センターは生鮮食料品流通上重要な役割を果たしており、最新設備による荷役の効率化が図られる等、市場外流通の進展は韓国における青果物流通の大きな変化を引き起こしつつある[5]。

このように農協が農産物流通への関与を強めることになった背景には、韓国の青果物流通の効率が依然として低いことが挙げられる。生産者から小売業者へ渡るまでに20～30%の-marginが徴収され、青果物価格の高騰につながっていると指摘されており、流通の効率化が求められていた。勿論韓国においても急速に卸売市場の整備が進んでいるものの、仲卸業者の閉鎖性や、機械化等へのスムーズな移行ができない等、卸売市場内における商流、物流の効率化が十分に進んでいないのが現状である。特に、1994年5月の卸売市場のせり人のデモによる卸売機能の麻痺は、卸売市場の機能を補完する新たな流通経路の必要性を認識させることとなった。またこれを契機として、1995年5月に農協中央会が全額出資して株式会社農協流通が設立され、1998年1月に青果物の卸売を中心とする農産物流通センターの取引が開始されている(但し名称については2000年1月の法改正により「総合流通センター」と改称されることとなった)。物流センターはソウルの良才と倉洞の2ヶ所の外に地方にも5ヶ所存在している。さらにこれらの外に農協流通として、穀物卸売

センター1ヶ所、水産物卸売センター1ヶ所、会員制の小売店舗4ヶ所、一般のスーパーマーケット9ヶ所、24時間営業の小売店舗3ヶ所を経営している。

これらの農協組織による物流センターの取引は相対方式となっておりせり取引は全く行われていない。量販店は都合の良い時刻に仕入れに行き納得価格で仕入れすることができる等のメリットも多い。

卸売業者の販売手数料制と荷姿

卸売市場における卸売業者は出荷者からの販売委託を受け、これに地方業務規定に定められた一定の委託手数料(注3)を得るシステムとなっている。従って卸売業者の経営収入の拡大のためには、基本的には一定時間の中で販売価格すなわち卸売価格をより高めるか、あるいは販売数量を増加させることとなる。卸売価格は卸売業者が仕立てる「せり人」によって少しでも高い価格で販売すべく必死の努力が行われる。一方、販売数量を増加させるキーポイントは一定時間内でより効率的で、より多くの荷捌きができるように、一定規格に品質等級を整えることとなる。またさら売買の際に上場単位を大きくすることが重要な要素となる。そのために買い手側になる仲卸業者又は売買参加者の規模が大きくなり、大きな上場単位の取引を可能ならしめる方向を指向することとなる。すなわち、一括上場分割販売の方式が卸売業者の販売数量を拡大させる有力な手段として追求されることとなる。このことはせり取引の場から小規模仲卸業者又は小規模売買参加者の参入を困難ならしめることとなる。

せり取引は需要と供給を反映させた競争価格の実現にはきわめて理想的なシステムではあるが一方では、短時間の荷捌きを指向されることからせりに参加する参入者を制限させる性質を持つこととなる。この点相対方式では、買い受け側が必ずしも一定時間に参集し取引に応じる必要性がなく、随時買い受け人の都合に合わせて取引が可能となり、さらに小規模仲卸業者又は小規模売買参加者の参入を容易ならしめることとなる。

また、短時間に効率よく荷捌きが追求されることから、一定規格に整えられた荷姿が指向されることにある。このことは近年米国や西欧特に仏のランジス市場を中心とする青果物流通で強く指向されている生産者段階での小売業者サポート・システムと大きく相違する点でもある。すなわち、米国や西欧においては量販店等の小売り段階での小売販売に都合の良い形に、生産者段階から荷姿が整えられ、卸売市場又は物流センターにおいては全く荷姿を変えずに流通させることである。すなわち生産者段階から末端の流通までを見通した効率性が追求さ

れそれに合わせた荷姿に整えられることとなる。

これに対して、手数料制を基本とする取引では卸売市場における荷捌きの都合に併せて荷姿を整えることから、卸売業者にとっては効率的であるが流通全体にとっては必ずしも合理性が貫かれていることにはならない。小売り段階においてさらに数個毎に小分け包装が行われている日本の量販店の販売方式にあっては、小分け包装は消費者の購入商品の扱い易さの点では大きく評価されようが、小分け包装に要する手間時間・コストの無駄、あるいは資源の無駄使い・環境問題等の点では必ずしも合理的であるとは限らない。

ま と め

韓国は日本と同様に卸売市場においてせり売方式がとられている数少ない例である。しかし韓国の卸売市場においては、早くから相対取引が行われており、日本が相対取引を導入したことによる市場流通への影響にとって有益な情報を提供するものと思われる。

平成11年7月に改正された日本の卸売市場法のポイントは、これまでのせり売方式の原則に加えて相対取引が導入されたことである。その主旨は、卸売市場において行う卸売商品を3つのグループに分けてそれぞれのグループ毎に取引方法を設定したことである。すなわち、①従来通りせり売方式によるグループ、②一定割合をせり売方式で、残りを相対売りで販売すること、③さらにせり売、入札、相対売りの混合方式によるものである。

相対売りの導入は、せり売のように買い手が一定時間に一堂に会する必要がなく限られた短時間に取引を限定されることもないことから、従来のように卸売業者の都合に合わせた荷姿への統一の必要性がなくなり、生産地から量販店までの流通全体の効率を高める荷姿へと改変され、流通の合理化が図られることが期待される。

また同時期に韓国においても卸売市場法が改正された。その最大の要点は問屋制が導入され、出荷者の選択の幅が拡大されたことである。我が国では卸売市場法が制定されると同時に問屋制が解体され近代的な流通組織へと組織変換を行ってきた。我が国では青果物の流通組織としての問屋制はもはや過去のものとなっているが、しかしながら、韓国では今回の市場法改正において再び問屋制の導入を図ったことは大いに注目されるものである。今後この問屋制の導入が流通効率にどのような影響を与えることになるか関心が持たれる。

また、韓国では、今回の改正で取引秩序の確立と需給

安定を達成するために出荷者等の登録制を実施し、さらに予約出荷の場合には上場手数料の引き下げ、セリの優先的实施等の優待措置を講じることとしているが、近年表面化してきた我が国の手数料自由化問題にとって参考になる試みといえよう。

【注】

(注1) 平成11年7月の改正では、「当日の入荷数量及び価格」が「当日の入荷予定数量及び価格」と改められた。

(注2) 直販商人とは市場内で販売が許されている者で登録制になっている。賃借料として1ヶ月に100,000円を支払わなければならない。また、登録をしていないものは雑商人と呼ばれ、場所代を支払う必要はないが、清掃代として1日当たり3,000円を支払わなければならない。

なお、仲卸業者は、一卸売業者と取引するために、現金で600万ウォンを支払わなければならない。したがって、一般に仲卸業者は、特定の卸売業者のみと取引することになり、結果的に卸売業者と仲卸業者との系列化が生じ、流通経路が閉鎖的になる性格を有するものとなる。

(注3) 札幌市中央卸売市場の業務規定では第46条に、野菜及びその加工品が100分の8.5、果実及びその加工品は100分の7.0、規則で定めるその他の生鮮食料品等は100分の8.5と規程されている。

文 献

- 1) 林周二：流通研究入門，日本経済新聞社，東京(1975) pp. 9-18
- 2) 堀田学：青果物仲卸業者の機能と制度の経済分析，農林統計協会，東京(2000) pp. 5-26
- 3) 生田行雄：農産物流通論入門，全国協同出版，東京(1981) pp. 37-44
- 4) 金山紀久：野菜価格形成の経済分析，農林統計協会，東京(1994) pp. 10-18
- 5) 金山紀久・仙北谷康・笠原浩三：韓国，オランダの青果物流通構造の比較分析，2000年日本農業経済学会別冊，(印刷中)
- 6) 小林・甲斐・諸岡・福井・麻美・菅沼：変貌する農産物流通システム，農文協，東京(1998) pp. 26-32, pp. 187-207
- 7) 佐藤肇：日本の流通機構，有斐閣大学双書，東京(1982) pp. 61-73
- 8) ソウル市農水産部編：2000 統計資料集(1986-1999)，ソウル市農水産物公社，2000年
- 9) 山本博信：生鮮食料品の流通，大成出版，東京(1982) pp. 153-170